

市民自らの政策を持とう！

第 18 回個演説会 記録



日時 2014年8月30日(土)
13:30-17:00

場所 岩国市福社会館3階第一会議室

参加者 7名

この記録はホームページとブログに掲載されます。

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp>

<http://blog.goo.ne.jp/simin13401seisaku>

河井 今日は、ある意味で最も重大なテーマである「岩国基地と基地公害」というテーマで、津田さんにお話ししていただきます。もうすでに、提言としてまとめる形もできており、これなら順調に提言をまとめられるのではないかと思います。テーマがテーマだけに、津田さんの論述とは違った考え方をする人もあるかもしれません。私もいろいろ考えるところがあります。あとの自由討論で、議論を深めて、いい提言にまとめていくことにしましょう。それではよろしくお願いします。

岩国基地と基地公害

津田利明 (岩国市民)

騒音は米軍機や自衛隊機の飛行訓練で発生する基地公害で、騒音被害や墜落や部品の落下などの精神的被害を受けている住民は全国の基地周辺に多数いる。被害は半世紀以上も続いているが、国は被害解消の要請を無視するかのよう基地を拡張し被害を拡大させてきた。岩国は被害解消対策の最中に厚木の騒音軽減のための艦載機移駐で被害が拡大されようとしている。国は根本的な被害解消をしようとなし、司法は騒音源を止めようとなし、被害は半世紀以上経った今も続いている。

これまで、国が行ったことは「航空機騒音に係る環境基準について」(以下環境基準と呼ぶ)の制定と、飛行を規制する「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減に関する協定」(通称は飛行協定、以下飛行協定と呼ぶ)を作ったが、環境基準は拘束力が弱く、飛行協定は拘束力が無いので、守らないし、守らしてもいない。

例えば環境基準は米軍基地にも適用できる（「米軍飛行場周辺地域にも適用される政府見解がある。」朝井志歩, 基地騒音、「岩国飛行場は環境基準の第1種空港に該当する。」岩国市、平成21年版の基地と岩国）し、防音工事は暫定措置なので一定の期間内に環境基準の達成義務があるが達成していない。また、日米合同委員会で合意した飛行協定は目標になっていて除外規定もあり拘束力が無いし法的根拠も無い。さらに「低空飛行訓練等に関する合意文書」は「航空法特例法」で航空法が適用除外なのでほとんど意味がない。むしろ飛行協定を否定するための協定のようなものである。

とは言っても、環境基準も飛行協定も米軍が違反すれば改善させる根拠にはなる筈だが守らせていない。

こうしたことに警鐘を鳴らしたのが、2010年の普天間騒音訴訟の高裁の「国が抜本的な騒音対策をしていない、環境基準も達成していない、騒音防止協定（飛行協定と同じもの）も遵守させていない。」と国を厳しく非難した判決である。

騒音被害が半世紀以上も解決しないのは、法律や協定の問題だけではない。それより大きな問題は“人”である歴代の防衛省の担当官や関係閣僚に国民の人権、国内法、基地協定を「守る。守らせる。」という使命感が欠如しているからである。

提言

提言1 法律や飛行協定に拘束力を持たせ、騒音の防止と被害解消を図る。

半世紀以上も健康や生活の支障と墜落の危険という心理的負担を受け続けている状態は大変な負担であり改善が必要である。実現をするには、法律を実効性があるように改定し、対米交渉を行い実効性がある協定を作ることである。

- 1) 「航空機騒音に係る環境基準について」に強い拘束力のあるものに改定する。
 - ①家屋の防音工事の暫定措置から環境基準達成までの期間を年数で明示する。
 - ②基準を達成をしない。守らない場合の罰則規定を設け強い拘束力を持たせる。
- 2) 航空法を適用除外にする航空特例法（昭和27年7月15日制定で航空法38条1項の適用除外にした）を廃止する。
- 3) 飛行協定を見直し、全国一律にする。
 - ①住居地の騒音は「騒音に係る環境基準について」の地域の類型A及びBの住居地の騒音値とする。昼間は（午前7時から午後7時までの間）55dB以下、夕方は（午後7時から午後10時までの間）50dB（環境基準を準用し5dB引いた値）、夜間は（午後10時から翌日の午前7時までの間）45dB以下とする。
 - ②既存の基地及び設置の要件は「提言3」を満足しなければならない。
 - ③訓練空域以外の飛行訓練は禁止する。また、住居地にかかる訓練空域は廃止する。
 - ④全国にある米軍の7つの移動ルート「パープル、イエロー、ブラウン、オレンジ、ブルー、ピンク、グリーン」での低空飛行訓練等の飛行訓練は禁止する。
 - ⑤①から④号の違反は、基地管理者の責任であることを明確にし、違反にたいして

は、前記の「1) 項」と同じ懲役刑を含む罰則規定を設ける。

提言 2 米軍基地を日本に返還し、自衛隊の管理の下で共同使用する。

米軍基地を米軍の管理権ごと国に返還させたいうえで、自衛隊基地として自衛隊の管理の下で米軍と協同使用に変える。運用及び維持管理の責任は基地管理者と国が負う。

- 1) 基地を離発着する全ての航空機の飛行及び基地内で発生する全ての騒音並びに飛行で発生する諸問題及び維持管理の責任は基地管理者が負い、その責任は基地を統括する防衛省と所管大臣及び総理大臣が連帯して負う。

提言 3 基地は住居地等に騒音および墜落等の危険が及ばない安全な場所であること。

航空基地は基地を離発着する航空機の飛行並びに地上で発生する騒音および墜落や部品落下などの危険が住居地、工場、市街地に及ばない場所でなければならない。

- 1) 滑走路から離着陸する飛行コース下に居住地、工場、市街地があってはならない。
- 2) 航空基地から離着陸する航空機の飛行、又は基地の地上で発生する騒音値は「提言 1 の 3) 項①」を越えてない距離又は飛行高度でなければならない。

資料

《騒音被害も住民運動も半世紀以上だが、国は基地を拡大し被害を拡大させた。》

騒音被害も住民運動も半世紀以上続いている。住民は被害解消の要請を行って来たが、国は対策するどころか逆に基地を拡大し被害を拡大させてきた。

◎横田の被害と住民運動は 64 年以上前から*¹

☆横田は厚木より早く 1950 年頃には騒音軽減や基地拡張反対の運動をしていた。

☆国は 1950 年から 1960 年にかけて滑走路の延長など二度の基地拡張工事で五日市街道を分断や国道 16 号などを曲げた。そして F4 ファントムや C5A ギャラクシーの配備や就航をさせて騒音被害を大きくした。

☆発生した騒音被害は一つの町が消滅する程ひどいものだった。飛行コース下の町は窓ガラスが割れるほどの激烈な騒音だった。「睡眠妨害、精神的情緒的被害、電話や会話の中断等による日常生活の妨害、難聴や耳鳴り等の身体的被害」など深刻な被害がおき社宅、都営住宅、商店街などが町から出て行き町が崩壊した。

☆それでも 1975 年 8 月には三四五部隊を強行移駐した。

☆これを切っ掛けに 1976 年 4 月 28 日に横田基地公害訴訟を提訴した。

☆横田の飛行協定は訴訟係争中の 1993 年 11 月 17 日で、厚木から 30 年後だった。

◎厚木の被害と住民運動は 54 年以上前から*²

- ☆横田より少し遅れたが地元自治体や神奈川県に騒音被害解消の要請を行った。
- ☆地元自治体が要請に応え、県と協力して 1960 年に全国で初めての騒音測定調査を行った。しばらくして自動記録騒音計を設置し常時騒音測定を開始した。
- ☆それでも国は 1957 年～1960 年にかけて 2 度の基地拡張を行った。
- ☆1960 年に住民組織を結成し防衛施設庁、防衛庁、外務省、地元市議会、座間防衛施設事務所などに騒音解消の要請を始めた。
- ☆その結果、1963 年 9 月 19 日「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減に関する協定」（通称、飛行協定）が全国に先駆けて合意された。しかしその内容は米軍への拘束力も法的な根拠もなかったで、米軍は無視し守っていない。
- ☆更に、横浜地方法務局と神奈川県人権擁護委員会連合会へ人権侵犯の申し立てを 1963 年 12 月 2 日に行った。法務省の人権擁護局長は 1964 年 10 月 28 日に防衛施設庁へ騒音被害の救済を通知したが、国は救済に動かなかった。

◎岩国の被害と官民一体の運動は 46 年以上前から

- ☆1968 年 6 月の米軍板付基地所属の F-4C ファントムジェット戦闘機の九州大学構内への墜落事故が切っ掛けで基地移転の世論がおき官民一体の運動が始まった。そして「墜落の危険と騒音の解消」の沖合移設が決まった。
- ☆被害対策中の岩国への艦載機移駐が公表され、騒音被害や墜落の危険の増加の危機に市民が反対し 2006 年 3 月 12 日に住民投票で投票率 58.7%で住民投票を成立させ、投票者の 87%が移駐反対の圧倒的多数で否決した。
- ☆国は住民投票を無視し 2006 年 5 月 1 日に艦載機移駐で機数が 120 機に倍増し極東最大の基地にする正式決定を行った。
- ☆艦載機移駐が切っ掛けで 2008 年 3 月 23 日訴訟に踏み切り係争中である。
- ☆岩国にも他の基地と同様な「飛行協定」があるが、米軍は守っていない。

《爆音は我慢の限界を超えた、違法な騒音である》

ジェット戦闘機の騒音は金属音や爆発音が入り混じった騒音値が 110dB～120dB*⁴を超える威圧される轟音で、ヘリコプターやプロペラ機の騒音は低周波音で身体の奥底に響く不快な音である。こうした騒音は日常生活への支障や身体への被害もある。こんな騒音は戦後、米軍が基地を接收しジェット戦闘機が飛行するようになって発生したもので、ジェット機の性能が向上し大型化し機数や飛行訓練が増加し被害が大きく深刻になった。

◎爆音で身体や精神的な悪影響や日常生活への支障がでている。

- ☆会話や電話やテレビの音をかき消す、睡眠の妨害、ストレスや精神的情緒的な被害、難聴や耳鳴り等の身体的被害もある。農作業など仕事への支障もある*²。
- ☆子供は学校や自宅での勉強が妨害され、幼児は飛行機を怖がり、緊張し立ちすくむ、耳を塞ぐ、親戚の子が驚いて庭から部屋に飛び込んだ*²とか、とても怖がる。
- ☆ガラス窓が割れる*¹、窓がガタガタ振動する、室内のフローリングも振動する。
- ☆横田は社宅、都営住宅、商店街が移転して一つの町が崩壊した*¹。

◎爆音は基地を周回する飛行訓練や着艦訓練などで発生する。

☆飛行訓練は1機するときもあれば2機以上の編隊飛行もする。編隊飛行は高速で飛行しながら1機ずつ編隊から急旋回で離脱する曲芸のような飛行もする。

☆爆音は機数に比例し増えるので編隊飛行は大きな騒音になる。2機なら2倍、騒音値で3dB増える。3機で3倍、4.8dB増、4機で4倍、6dB増。

☆市街地上空を飛行する。幼稚園、学校、病院、住宅など自由に飛行をする。

☆中国山地では中学校の校舎を標的に飛来し「グウォーン」「ドカーン」轟音で急上昇して飛び去る飛行が30分も続き授業が妨害されたという新聞投稿もある。

☆関東では民間ビルを標的にして急降下訓練をしている。

☆着艦訓練は滑走路を飛行甲板代わりに急降下で接地しエンジン全開で急上昇を繰り返す訓練で20分も繰り返す激しい爆音を出す。夜間の着艦訓練は更に激しい爆音をに感じる。

☆ヘリコプターやプロペラ機の騒音は低周波音で騒音値は低いが、低周波独特の身体の奥底まで響く不快な音で騒音値だけで評価できない被害がある。

◎夜間や深夜の騒音は昼間に比べ同じ値の音がやかましく感じる。

☆夜間は昼間の3.2倍の5dB、深夜は10倍の10dBやかましく感じる、「航空機騒音に係る環境基準について」にも考慮している。

《墜落事故に、いつ事故に巻き込まれか不安を抱えた生活で、心理的負担が大きい》

米軍の墜落事故、校庭や公園への緊急着陸、部品の落下事故などが多発している。事故の経験があるから意識するということではなく、米軍機が上空を低空で飛行していることが墜落事故にいつ巻き込まれるのかと恐怖を抱えて生活している*2。

◎厚木基地周辺では悲惨な死傷事故が何回も起きている。

☆1964年4月原町田の墜落事故は死者4人重軽症者31人

☆同年9月大和市の墜落事故は死者5人重軽傷者3人

☆1965年5月相模原市の墜落事故は死者11人

☆1977年9月横浜市の墜落事故の死者は母親と幼児3人重軽傷者6人

◎2004年8月13日に沖縄国際大学へ米軍のヘリコプターが墜落し爆発炎上した事故は事故現場を米軍が封鎖した衝撃的な事故だった。

☆事故現場が米軍に封鎖された。市長も警察もマスコミも日本政府高官でさえ排除された。米軍・米軍人が居るところは何時でもアメリカの支配下にされることが露呈した事故であった。

☆幸いけが人はでなかったが、墜落が市街地の大学構内で一步間違えれば学生や市民が巻き込まれる大惨事になりかねない墜落事故だった。

◎1968年6月九州大学構内へF-4Cファントムジェット戦闘機の墜落事故

☆岩国基地の沖合移設の切っ掛けになった岩国市民の記憶に残る事故である。

◎岩国周辺でも犠牲者がでた墜落事故や緊急着陸など多数の事故がおきている。

☆2999年10月24日のハリージェット戦闘機の墜落は基地北側の河口で近くにコンテナの工場群や民家があり一步間違えれば大惨事になる墜落事故だった。

☆着陸の非常用拘束ワイヤーが基地外の民間地に飛散したあわや大惨事の事故など 69 件（これとは別に自衛隊機の事故が 21 件ある。）おきている。岩国市発行「基地と岩国」から

《基地の騒音訴訟は 39 年になるが、判決は騒音は違法であると一貫している。》

騒音訴訟は民間空港の大阪空港訴訟が最初で、軍事基地は 1975 年 9 月 16 日の自衛隊小松基地が最初、米軍基地は横田基地 1976 年 4 月 28 日が最初で、同じ年の 1976 年 9 月 8 日に厚木が続いた。判決は、騒音は違法であると一貫している。

普天間訴訟と厚木訴訟の判決の示唆するところは“国に法の遵守と、発生源をとめる根本的な対策を求めた。”もので、国への強い警告だった。

◎最初の騒音訴訟は大阪空港訴訟だった。

☆一審判決は 1974 年 2 月 27 日で「飛行差止、損害賠償は過去分 85W 以上、将来は却下」、二審判決は 1975 年 11 月 27 日で「飛行差止、損害賠償は 70W 以上の過去分と将来分も認めた」

☆最高裁判決は 1981 年 12 月 16 日で「飛行差止と将来の損害は原判決破棄、一審判決取消、却下。過去の損害賠償は上告棄却（請求受任）」で覆された。

◎2010 年 7 月 29 日普天間基地訴訟の高裁判決は国が法を遵守していないと指摘。

☆“抜本的な騒音対策を講じて違法状態を解消していない上、いまだに環境基準の基準値も達成していない。騒音防止協定を遵守させ、実効ある適切な措置をとっておらず、騒音防止協定は、事実上、形骸化している。”と厳しく指摘した。

◎今年（2014 年）5 月 21 日の厚木基地訴訟判決は自衛隊機の飛行差止を認めた。

☆行政訴訟で“自衛隊機の飛行差止を認めた。”画期的な判決であった。

☆騒音の主たる原因者の米軍機の飛行差止は“棄却”した。

☆同じ裁判官が民事とでは“自衛隊機と米軍機の両者の飛行差止を棄却”した。

☆同じ裁判官で同じ裁判に食い違う飛行差止に理解できない。

《国は拘束力ない環境基準や飛行協定でお茶を濁してきた。》

◎厚木の住民組織と周辺自治体で基地問題解決のための法律制定を求めたら。*2

☆1966 年 7 月に防衛施設周辺の整備等に関する法律を公布したが、事業者の損失を定めたものになり、事業者優遇の個人を見放した法律になった。

◎「航空機騒音に係る環境基準について」は拘束力が弱い。

☆米軍飛行場周辺地域にも適用される政府見解*2があり、岩国飛行場は環境基準の第 1 種空港に該当*3しているが、拘束力が弱いから守らないし、守らせない。

☆水質・大気・土壌汚染・騒音には“事業者の懲役や罰金の規定”がある。これと同等の規定が必要である。

◎飛行協定は主に努力目標で除外規定もあり、法的根拠や拘束力がない。

☆飛行協定は日米合同委員会で合意したものだが、法的根拠や拘束力がないし騒音値の規制もない。そして基地毎で多少の違いがある。

☆深夜から夜間の時間帯、休日や祭日、市街地上空の飛行や飛行高度などを規制す

る協定だが努力目標であったり、運用上必要な場合は除くといった除外規定がる。
 ☆飛行協定の市街地上空の飛行高度は基地毎に違うし、日米合意の米軍の低空飛行訓練の高度とも違う。

☆低空飛行訓練の高度は飛行協定より低く航空法と同じで、航空法には米軍を除外にする航空法特例法がある。

◎日米合同委員会で合意は、各基地の飛行高度規制を否定であった。

1959年の航空法特例法で航空法（低空飛行高度の都市部で300m（984フィート）、その他150m（492フィート））を適用除外にしてあり、その後に作られた基地協定の低空飛行高度は下の「表1」のとおり航空法より高いが意味のない合意であったことが分かる。しかも、後に日米間で1999年1月14日に合意した低空飛行高度は航空法と同じで合意しているので基地協定は事実上無効になった。

☆厚木と岩国の飛行協定や低空飛行訓練の高度における、機種毎の騒音値を「表1」に示す。

「表1」 離陸時の騒音値（防衛省資料の航空機の騒音値のグラフから読取った数値なので読取り誤差はある。）

飛行協定& 低空飛行訓練	協定 飛行 高度 m	騒音値 (dB)					
		ジェット機			プロペラ機		
		スパー ホーネット	ホーネット	ハリアー	KC-130 給油機	US-1A 救難艇	
岩国 (1971年7月14日)	1,219	96	92	86	74	86	
厚木 (1969年11月20日改定)	488	105	102	95	83	92	
低空飛行 訓練協定	市街地	300	114	110	103	90	100
	その他	150	119	116	110	95	105

参考文献

- * 1 横田基地関係の記述は 林 公則 著、軍事環境問題の政治経済学
- * 2 厚木基地関係の記述は 朝井志歩 著、基地騒音
- * 3 岩国市発行 基地と岩国
- * 4 防衛省の岩国住民説明会資料